

令和7年度京丹後市地域おこし協力隊中間支援推進業務プロポーザル実施要領

1 目的

市は、地域おこし協力隊の活動を活性化させることにより地域課題の解決や地域力の総合的な向上を推進していますが、隊員の日々の活動をより円滑にするための活動支援、また任期終了後の定住促進に向けた起業やキャリア形成を行っていく上での支援が課題となっています。

市では、地域おこし協力隊が任期中の充実した活動が実施できること、また任期終了後のキャリアプランや事業構想を描けるようになることを目的とした支援を進めるため、本業務を行う事業実施者を募集します。

2 事業の内容

(1) 募集業務の概要

- (ア)業 務 名 令和7年度京丹後市地域おこし協力隊中間支援推進業務
- (イ)業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (ウ)契約形態 委託契約
- (エ)業務内容 別紙1「企画提案仕様書」参照

3 見積限度額

2,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

※上記限度額を超えた場合は失格とします。

4 募集事業者数

1事業者

5 参加資格要件

次に掲げる全てを満たすことを要件とします。

- (1) 京丹後市内に主たる事務所又は住所を有する者であること。
- (2) 公募の目的を理解し、地域おこし協力隊の活動支援に意欲がある者であること。
- (3) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 当該案件の参加申込日から交付申請日までの期間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成16年京丹後市告示第16号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされ

ていない者でないこと。

(6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

6 スケジュール

公募開始	令和7年4月15日（火）
質問書の締め切り	令和7年4月22日（火）
質問書に対する回答	令和7年4月25日（金）
募集締め切り	令和7年5月7日（水）
プレゼンテーション	令和7年5月8日（木）（予定）
審査結果通知	令和7年5月12日（月）（予定）

※各実施日については、事務の都合により変更できるものとします。

7 本募集に関する質問

質問方法	様式6により、電子メールで京丹後市地域コミュニティ推進課あてに提出 Email: chiikicom@city.kyotango.lg.jp
質問期間	令和7年4月15日（火）～令和7年4月22日（火）
回答方法	令和7年4月25日（金）に市ホームページに掲載 ※質問がなかった場合は、その旨を掲載します。

8 応募方法

記載要領	本実施要領を含め、以下の内容を十分に理解した上で、提出書類を作成し応募してください。 ● 用紙はA4版（図表等についてはA3版をA4版に折り込むことも可）、カラーとする ● 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする ● 企画提案書は極力、専門用語は使用しないこと ● 仕様書の記載内容に実施が困難な点や、より効果的な手法等がある場合については、その理由とともに、同等の機能を実現するための代替案、改善方法等を記載の上、企画提案書の内容に盛り込むこと。
------	---

提出書類	全応募者共通 - ア 参加申込書(様式1)…………… 1部 - イ 企画提案書(様式2)…………… 6部 - ウ 参考見積書(様式3)…………… 6部 - エ 業務経歴書(様式4)…………… 6部 - オ 誓約書(様式5)…………… 1部 法人の場合のみ - カ 商業登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)…………… 1部 (現に効力を有する部分のみ。) - キ 登記事項証明書又は本参加申込日より3か月以内に発行された現在 事項全部証明書(写し可)…………… 1部 - ク 各法人の代表者の印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)…………… 1部 - ケ 会社及び団体等概要(任意様式)(直近3ヶ月以内のもの)…………… 1部 - コ 会社定款…………… 1部 - サ 納付すべき税(法人税、消費税及び地方消費税等)の納税証明書……1部 [前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可) 団体の場合のみ - シ 団体の規約、役員名簿、予算その他これらに類する書類…………… 1部 - ス 納付すべき税の納税証明書[前事業年度分]…………… 1部 (本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可) 個人、個人事業主の場合のみ - セ 商号登記簿謄本(直近3ヶ月以内のもの)…………… 1部 (現に効力を有する部分のみ。) - ソ 住民票の写し及び印鑑証明書(直近3ヶ月以内のもの)…………… 1部 - タ 代表者の身分証明書(写し可)…………… 1部 - チ 納付すべき税(申告所得税、消費税及び地方消費税等)の納税証明書……1部 [前事業年度分](本参加申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可)
------	--

提出先	京丹後市地域コミュニティ推進課 (〒627-8567京丹後市峰山町杉谷889番地) あてに 郵送又は持参によりご提出ください。
受付期間	令和7年4月15日(火)～令和7年5月7日(水) ● 郵送の場合は受付期間内に必着、持参の場合は開庁日の9:00～17:00の間の受付とします。 ● 提出された一切の書類の書換え、差替えはできません。

9 プレゼンテーション

実施方法	● プレゼンテーションにおける説明は、本事業を実施する責任者又は担当者が行い、時間は概ね30分以内とします。プレゼンテーション後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行います。 ● パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合、パソコンは参加者が持参してください。スクリーン、プロジェクターは市で準備します。
出席者	3名以内
実施日時	令和7年5月8日(木) 14:00開始 (予定) ※集合時間及び場所は、別途通知します。

10 審査及び評価

審査委員会	審査は、市が別に定める委員により組織された「京丹後市地域おこし協力隊中間支援推進業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」が行います。
審査方法	● 点数の合計が最も高い者を最適候補者とします。 ● 採点結果が同点の場合は、選定委員の投票で決定します。 ● 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合であっても、評価を行い、評価点の合計が60点(100点満点)未満の場合は、最適候補者となることはできません。 ● 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

審査項目	評価項目	評価内容		配点
	業務体制	業務実施体制	推進担当者に関連業務の経験や地域とのつながりが十分にあるか	5 点
			提案内容の実施に必要な体制があるか	5 点
		業務実績	本業務と同種・類似の業務実績があるか	5 点
	小計			15 点
	全体への評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	5 点
		提案内容の実現性	実施方法が具体的で、実現性があるか	5 点
		事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか	5 点
	(1) ネットワーキング	イベントの企画内容における工夫	活動や事業に活かせる深度の高いネットワーク構築に繋がる仕掛けがあるか	10 点
		既存ネットワークおよび必要な情報を集める能力	隊員にとって有益なネットワークを持っているか、また必要に応じて新たなネットワークを構築できるか	10 点
	(2) キャリア構想セミナーの実施	キャリア構想に要する専門知識の有無	環境・状況の分析力を有し、効果的なセミナーを実施できる見込みがあるか	10 点
		自主性を引き出す工夫や仕掛け	隊員自らが自主性をもってキャリア形成ができる内容(企画力)となっているか	10 点
	(3) 事業計画策定における支援	事業計画策定に要する専門知識の有無	専門家の外部招聘も含め隊員に対して有益な専門知識が提供できるかどうか	10 点
		事業計画策定の実績	隊員の特性や活動地域に応じた事業計画の策定ができる見込みがあるか	10 点
	小計			75 点
	価格点	満点 (10 点) × (提案価格の内最低価格／自社の提案価格)		10 点
	小計			10 点
	合計			100 点
審査結果	参加者に審査結果通知書を送付します。			

1 1 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- (1) 受付期間後に応募した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

1 2 事業の適正な実施に関する事項

- (1) 事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、個別業務については、市の了解のもと第三者に委託することができることとします。
- (2) 事業者は、個人情報を取り扱う場合には、京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号）、京丹後市個人情報保護条例施行規則（平成17年京丹後市規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めこととします。
- (3) 事業者は、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等参加に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 契約候補者に決定した者は、市と本業務の契約交渉を行い、契約を締結することにより、業務実施者となります。
- (3) 本プロポーザルへの参加にあたり提出された応募書類は、契約候補者を決定するための書類とします。市は、契約候補者に対し、別途、契約に向けて見積書等の提出を依頼します。
- (4) 本業務の詳細については、市と契約候補者との協議により、本実施要領及び仕様書から変更することがあります。
- (5) 本業務は市の委託事業であり、業務成果等は市に帰属するものとします。
- (6) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法、京丹後市会計規則をはじめとする諸規程を適用します。
- (7) 提出された応募書類は、情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。この場合において、個人情報及び事業者の正当な利益を害する情報は非公開となります。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

【事業所管・お問い合わせ先】

京丹後市 市長公室 地域コミュニティ推進課

〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889番地

電話 0772-69-1050

E-mail chiikicom@city.kyotango.lg.jp